

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成28年度 第2回松阪市文化財保護審議会
2. 開 催 日 時	平成29年3月3日（金） 午後2時00分から午後4時00分
3. 開 催 場 所	松阪市教育委員会事務局2階 教育委員会室
4. 出席者氏名	別紙のとおり
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	なし
7. 担 当	松阪市殿町1315番地3 松阪市教育委員会文化課 担当者：寺嶋 電 話 0598-53-4393 F A X 0598-25-0133 e-mail bun.div@city.matsusaka.mie.jp

報告事項

- (1) 前回の協議内容の確認について
- (2) 松阪市組織機構改革について
- (3) 平成28年度の主な文化財保護関係業務について

協議事項

- (1) 指定文化財について

議事録要約

別紙

平成 28 年度第 2 回文化財保護審議会 議事録（要約）

< 日 時 >平成 29 年 3 月 3 日（金）午後 2 時から

< 場 所 >松阪市教育委員会事務局 2 階 教育委員会室

<出席委員>富田靖男委員長、門暉代司会長代理、榎本義讓委員、小林秀委員、菅原洋一委員、鈴木えりも委員、塚本明委員、津村善博委員、中谷真弓委員、藤田直信委員、本多久子委員、村和明委員、龍泉寺由佳委員

<欠席委員>大森尚子委員、嶋村明彦委員、武田明正委員、毛利伊知郎委員、山口泰弘委員

<事務局>東教育長、松名瀬事務局長、村林文化資源活用担当参事兼文化課長、松葉主幹、新田係長、寺嶋主任、中西係員、野間係員

1. 開会

2. あいさつ（教育長）

事務局：それではここで、事項書の 3 に入ります前に、松阪市指定文化財の指定解除につきまして、松阪市文化財保護条例第 52 条の規定によりまして、教育委員会から文化財保護審議会に諮問させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

教育長：松阪市文化財保護審議会会長様、下記の松阪市指定文化財について、松阪市文化財保護条例第 52 条に基づき、指定の解除を諮問します。平成 29 年 3 月 3 日、松阪市教育委員会教育長東博武。記、1. 松阪市指定有形文化財 美術工芸品 古文書 井伊直弼、長野主膳、妻多紀関係文書 3 種 39 点。以上、よろしくをお願いします。

事務局：この案件につきましては、また後程協議事項におきまして、事務局から改めて説明しご協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

3. 報告事項

（1）前回の協議内容の確認について

会長：それではただ今から報告事項に入らせていただきます。事務局のから報告をお願いします。

（事務局報告）

（2）松阪市組織機構改革について

会長：続きまして、報告事項 2 について事務局からお願いします。

（事務局報告）

会長：ただ今組織機構改革についてご説明がありましたが、このことにつきましてご質問等ありませんでしょうか。

委員：文化財保護審議会の権限は教育委員会に残していただくということですが、長谷川家専門委員会、資料調査委員会、また武四郎の整備の委員会、それはどちらの方へ行くのですか。教育委員会ですか。

事務局：文化財保護審議会、文化財保護指導委員に関すること、その他の委員会、長谷川家専門委員会、資料調査委員会、例えば松坂城の委員会、武四郎もそうですね、これらすべての権限は教育委員会に残ったままという形になります。

会長：他にご意見ございませんでしょうか。無いようですので次へ。

(3) 平成 28 年度の主な文化財保護関係業務について

会長：事務局から説明をお願いします。

(事務局報告)

会長：ありがとうございます。ただ今の 12 件の文化財保護関係業務についてご質問等あればお願いします。

委員：浅堀木遺跡について、正確というかきちんとした範囲は出ているのか。

事務局：埋蔵文化財の包蔵地として、遺跡地図として備えている地図としては一応の範囲というのはございますが、やはり実態がそうであるかという、やはり違う所がございます。

委員：あの辺は 42 号線バイパスが出来て、結構交通の便が良くなった。今後開発等が予想される地域もそういう関係があるのでしょうか、あれがどこまでが遺跡なのか歩いていても分からない。昔の調査ではもっといろいろなものが落ちていた。現在は歩いてもそんなに分からない状態になっている。その辺が難しいなど。集落の手前の方がいつの間にか削られていたという状態。そういう対応は、その都度にしかできない。

事務局：実態としては、その都度確認をするという対応になっています。

委員：それと浅堀木遺跡には中世の城跡があったが。そのエリアが全然分からない。

事務局：浅堀木城ですね。実際は地表面観察でなかなか分かりにくい部分ですので、あそこは非常に大きくとらえて、どういったものにも対応できるようにということにはしています。

事務局：今回の範囲確認調査に至るまでは、県の文化財保護指導委員の方からの報告で分かってきたという部分もございます。そういったご報告内容ですとか、我々その都度対応する内容で全体像を把握していくしかないのかなと思っております。

委員：難しいことですが、できるだけ良い方向に。

事務局：あそこはかなり重点的に注視しておりますので、特にしっかり見ていく必要があると思います。

会長：長谷川邸の項目 8, 9 番とは直接関係がないですが、サギによる問題が随分ある。今年も当然時期が来れば来ると思うが、これについての対策は何かありますか。

事務局：シラサギの問題ですが、去年は多数に見舞われまして、何十羽だと思っておりますが、夕刻になると長谷川周辺の樹木へ戻ってくる。そして夕方から朝方にかけて糞を落として庭園も真っ白になる、あるいは市役所と長谷川の間にある道が真っ白になりひどい状態になりました。またそこに雨が降ろうものなら、かなりの悪臭になり、市民のお声ですとか苦情もいただいたりしてしました。天然記念物担当ということで会長にも個別にご相談申し上げましたが、なかなか有効な対策も取り辛いもので、季節が過ぎていったのでほとぼりが冷めてしまったのですが。今も夕刻観察しておりますと、数羽シラサギがいるような状況で、越冬しているというような状況です。一部庭園の中が白くなっているので、わずかではあります糞の害が続いています。状況しか申し上げられなくて、なかなか有効な対策も取れずにいるということです。

会長：去年のお話からは営巣地ではなくて、集団のねぐらという形での利用ではないかと思えます。当然一度覚えると今年もまず間違いなく来るでしょう。

事務局：街中で取れる有効な手段というのが本当に皆無というか、そういう状況で頭の痛い

ころです。ご報告までという形になってしまうのですが。

委員：かんこ踊りですが、飯南町の本郷かんこ踊りと嬉野の新屋庄かんこ踊りで補助金が出ていませんが、いずれも中断してもう随分になるのでしょうか。

事務局：本郷のかんこ踊りは平成 15 年からですが、新屋庄は補助金の申請がないというだけで小規模ではありますが継続をしているというものです。

委員：かんこ踊りが実際に中断したということですが、中断して 10 何年になりますが、その場合、どういう対応になるのですか。指定解除ということもあるのでしょうか。

事務局：無形民俗文化財の考え方として、休止したからといってすぐに指定解除するものではないというふうに伺っています。これは国の重要無形民俗文化財に関しても同様の考え方を取るというふうに聞いています。公式に聞いたわけではないのですが、民俗文化財の文化庁調査官の話では、その無形民俗文化財を知っている人がこの世にいる限り、踊ったことのある人がいる限り指定解除はないと。一人でもいっしょにいれば、この無形民俗文化財を復活するということができるのではないかと。これは公式見解かどうか分かりませんが、文化庁の調査官からはそういう見解をいただいたことがございます。

委員：しばらくは大丈夫だと思いますが。

事務局：県もそういった考え方でいっていると思います。

会長：他にございませんでしたら報告を終了させていただきます。

4. 協議事項

(1) 指定文化財について

会長：それではただ今から協議事項の(1)指定文化財について事務局説明をお願いします。

事務局：それでは、まず松阪市指定有形文化財にかかる指定の解除の諮問についてということで、資料 4-1 をご覧ください。今回、お諮りします文化財は、資料に記載のある通り、指定種別は、市指定有形文化財、美術工芸品、古文書。名称及び員数は、井伊直弼、長野主膳、妻、多紀、関係文書、3 種 39 点でございます。形態は、紙本墨書、卷子装でありまして、時代は江戸時代末期のものであります。所在地は飯高町宮前。指定年月日は、旧飯高町時代の、平成 3 年 9 月 27 日。所有は、個人の所有で、皇學館大学に寄託されておりました。当該の文化財は、井伊直弼の側近であった長野主膳と妻である多紀が、宮前の大庄屋であった堀内家に宛てた書状です。2 番目の項目をご覧ください。今回の、指定の解除の諮問理由としましては、当該文化財が、昨年 11 月 28 日付で伊勢市の皇學館大学に寄贈されたため、松阪市文化財保護条例第 1 条に掲げる「本市の区域内に存する文化財」ではなくなり、このことは、市指定有形文化財の指定の解除について規定した同条例第 7 条に掲げる「その他特別の事由」に該当すると考えられるためです。説明は、以上でございます。諮問内容につき、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長：ただ今から協議に入りたいと思います。

委員：一括して江戸時代のものが皇學館大学に寄託されていたが、去年こういう形で一括して寄贈になりました。大量の蔵書類・和本類が中心で、その中に 1 件この文化財が入っています。

自動的に解除でしょうか。

会長：解除で。市所在でなくなり、市の文化財ということではなくなっていますので。ただ今諮問ありました案件ですが、松阪市指定有形文化財、美術工芸品、古文書、井伊直弼、

長野主膳、妻多紀関係文書、3種39点については、当文化財保護審議会において指定解除が適当である旨答申してよろしいでしょうか。

委員：はい。

会長：それではそのように答申させていただくことにします。

続きまして、次の案件をお願いします。

(事務局より市指定文化財について説明)

会長：説明いただきましたが、これから協議に入りたいと思いますが、ご意見等をお願いします。
現地視察していただいた委員さん、補足をお願いします。

委員：状況としましては、ここに書かれている通りです。どうするのかということについては、現地で意見交換をしているのですが、一致した方向性を見出すには至らなかったということです。一つの考えとしては、特に仁王門については非常に傷みが酷くて、すぐ前が道ですから危険でもあるので、緊急避難という考えの下に解体して修理をする。文化財解除はしない。またいつの日かそれが再建できるように、それまで松阪市としてきちんと維持していくという案もあった。ただ一方では事実上再建はできない、むしろそれであれば指定解除という検討もある。そこで一致しなかった。本堂については傷んではいるが、まだ維持しうる。少なくともこちらはという気持ちもあったのだと思いますが、本来ならば両方残すのがいいが、その辺りで話が堂々巡りとなっている。

通常の今までやってきている文化財の修理の考え方だと所有者も市も負担できないので、今までやってないような違う財源の捻出方法を考える必要がある。賛同いただける方に少し負担していただくような、地元で負担していただくのもあるが問題も多い。結論としては堂々巡り。一番前向きにいくと今までにやっていない方法で財源を作る方向でやっていく。

会長：なかなか解決できない課題になっていますが、倒壊の危険性があるので。

委員：1年くらいのうちに手を打たないといけない。

委員：建物の修理に対する、例えば企業財団等の寄付行為とかはあるんですか。文化財修理とかはあると思いますが、建物だと違うと思いますので。

委員：今どこのお寺もそう。だんだん無住が増えている。以前に支えをしたらどうかという話もあったが、それで50年60年耐えるなら直すが、20年経ったらまた直さないといけないという状態になった時に次の財源はどのように確保するのか。簡単な直しをしても絶対後々まで課題が残る。当該寺院は歴史的な経過もあり大事なお寺なんだけど、今まで信仰の対象として生きてきた寺。薬師如来ですので、酌を頭に乘せて瘡虫封じをする。街道で人通りが多い時代にはそれでよかったが檀家が一切ない。そういう中でそれをどうしていたらよいか本当に困っている。堂内には良い仏さんがたくさんあるので、仏さんだけ移してしまっという考え方もある。

会長：指定解除となれば壊すということになるのでしょうか。

委員：私は指定解除するべきではないと思います。解体するにしても、解体というのは、いずれしなくてはいけない再建に至る過程としての解体。

委員：解体した部材の保管は。

委員：それは所有者というよりは市の方で。使っていない小学校とか、遊休施設が市の施設であればそこで保管できないか。

委員：記録保存の形で記録を取って解体すると。

委員：部材そのものを保存。

会長：解体して部材を保存する。

委員：かなりのスペースがいる。図面を引いて、部材に一点一点番号を入れてやるんですか。

委員：はい。

会長：解体保存の場合には解除しないとできないのか。

委員：いや解除する必要はない。

委員：調査をして部材を残すのに市の補助金は出ますか。

事務局：規定に当たるのかどうかすぐには分からないのですが、保存修理とかは当然対象となりますが、今即答はできません。

会長：保管場所も含めて。その辺りの見通しは難しいですかね。

事務局：場所もすぐにお答えはできる状況でないのですが。

会長：新しい部署に移るのを契機に、ちょっと検討を。

委員：近隣市で、お寺の本堂を解体したケースがある。それは未指定だが県指定レベルのもので建て替える必要があった。それは寺の経費で報告書を作って解体したが、部材そのものを保存した。建て替え工事をした建設業者の倉庫で保管した。

会長：検討課題として早急に。

事務局：前回も、市として指定したという責務があるというご指摘をいただきましたが、当然市として責務があることは間違いございません。松阪市文化財保護条例第3条におきましても、「保存及び活用が適切に行われるために必要な措置を講じなければならない。」とされております。その必要な措置としましては、当審議会でご協議をいただくこと、あるいはその分野の専門家の意見を聴取し所有者に伝えること、あるいは文化財所有者に専門業者を紹介することといった取組の他、文化財保存整備事業補助金補助金交付要綱を定め、市指定文化財につきましては、補助対象経費の3分の1以内の交付額で補助金を交付しております。しかしながら、それ以上の対応となりますと、規定上も、市の財政負担上も、大変心苦しいのですが、対応は困難とせざるを得ないのが実情です。

会長：前回から同じ課題がずっと続いています、やはり難しい。すぐ回答を出せるものではないと思いますが、次回に持ち越しでいいでしょうか。

事務局：今回これをご協議いただきましたことを踏まえて、代表役員と今後の話をさせていただきたいと思います。

委員：ちなみに解体するのにどのくらい費用がかかるのですか。ざっくりと。ちょっと想像もつかないので。保管に関しても当然、倉庫を借りるとなれば費用がかかる。

委員：市の施設を使う。

委員：瓦を全部残さないといけないのか。

委員：使えるかどうか。瓦だと古いもので使えるものであれば残す。でもそんなにならないと思う。サンプルとして残すという。

会長：とりあえずはきちんと調査をし、計測し、解体にどのくらいの経費がかかるかをまず出す必要があると。

事務局：すでに業者にも聞いたことがあるんですが、その見積もりを出すにも費用がかかるというようなことで、お金のかかる話になってきます。

会長：これまでのどこかの事例等を参考に、ざっとある程度算定が出ないとちょっと取りつきようがない。

事務局：一度相談した業者によると単純に解体だけなら2千万もあれば大丈夫というような言い方だったように思います。そこに調査のことは含んでいません。

会長：一度、次回までに検討するという事でよろしいでしょうか。

(事務局説明・報告)

会長：協議事項を終了します。それではその他へ移りたいと思います。

5. その他

(事務局より松阪市文化財保護審議会委員の任期満了について説明)

会長：他にその他よろしいでしょうか。

委員：中央構造線の栗野田引露頭につきまして、非常に新しい知見が出てきましたので、参考にご紹介させていただきます。あそこの露頭につきましては、4回の変動の歴史が見受けられ、いろいろなことを調べることによってできたということと、それからその時代は4番に書かせていただきました6650万年前から533万年前の間にいろいろ変動があったということが分かりました。その結果この中央構造線という断層については活断層ではないということがはっきりとしてきたということになります。非常に重要なポイントであるということご承知おき願いたいと思います。詳しくは資料を読んでおいてください。

委員：せっかくお忙しい中来ていただいたので、みなさまからも意見を。

会長：どうぞお願いします。

委員：来年度の長谷川家の調査も最終年度になってきます。報告書を作る中で、少しまだ調査も残っていますので、そちらの方をやりたいと思います。

委員：先ほどの建造物解体の話ですが、彫刻を担当させていただく側として非常に気になるところです。もちろん建造物として保存は重要な懸案ですが、あわせて中に安置されている像はどのようにしてゆくの、そういうことも含めて取り組まないといけないのかなと思いました。実際像は巨大なものですし、もし解体するとしたらどのような場所で保管するのか、お寺さんに移すのかそれか規模によってはまた別の安置場所を考えないといけない。非常に早急かつ慎重に取り組んでいかないといけない事柄かと思いました。

委員：この話を聞いていると、農業館が解体されていたことを思い出しました。私に関わりをもった時にはもう解体されて、ブルーシートをかけただけで横に置いてあったように思いますが、きちんと元に戻してもらったらやはり良いものでしたし、あの時も中のものを5つかいくつかのプレハブに置きっぱなしになっていて、私はそれを整理した口ですが、結構捨てたものがあったのは事実です。こうやって歴史が残っていくのかなとその時に感じたものです。農業館は最終的には回廊式を前面だけになって残りは戻らなかったのですが、本当は広いところでそのままやりたかったのですが、あの頃流行っていたゲートボール場を市民の方が使っていたので、市民の楽しみの場所を取ってはいけないということで狭いところで前半分になった。その時の時代時代で消えていくものと残せるものと、今それを思いながら聞いていました。私は何もできませんが、今テレビなどで見ているといろんなふるさと納税とか、それから寄付を募って文化財を直したというニュースを聞くので、そういうのがどこかでしていったら残る力があつたらいいのかなと思います。

委員：私はまだ2回目ですが、解体のお話は本当に難しい。ただ安全上問題があるという話で、崩れてお子さんが怪我でもしたら非常に問題ですね。いい知恵は中々出ないですが、次回には何らかの形で結論を出さないと、崩れて何かあった時に責任はどこにあるのかというところですので、言うまでもないことですが、何某らの結論を出さないといけないと感じました。所蔵者の法人としてご意見というのを何か書類のような形で委員会に諮るということはできないのかなと思いました。

全然別の話ですが、私がこの審議会に呼んでいただくのは、三井関係のものが出来た時ということが一つの理由として理解しているのですが、率直なところ明治の初期の伊勢暴動で丸焼けになっておりまして、そうそう無いだろうと思っていたのですが、意外にそうではないなど。文化財どうこうというレベルではないですが、三井関係のものが実際売られるのがありますし、少しずつ東京の三井文庫としても、三井に限らないですが庶民の資料で三井と関わりのある形態の歴史というのがまだまだ松阪周辺で発掘できるのではないかと思います。今回も職場の出張を兼ねて来ています。三井文庫として松阪周辺の調査をコツコツやりたいと思ってますので、また何か情報がありましたら是非お寄せいただきたいと思います。

委員：解体の議論についてはすごく心が痛いなど思いながらお聞きしておりました。資金を募るにしても、解体にいくらいるのか、再建までしたらいくらいるのかを明確にした方がいいのかなと思いました。倒壊の恐れがあるのならば仏像をどこか安全な場所へ移してあげたいなどという思いがあります。

それとシラサギの話で発言しようか迷ったのですが、私の職場では20年くらい前にウミウの被害を克服したノウハウがあります。私の職場は伊勢湾海岸線から2キロくらいの小高い山の上であり、さらに池があり、高い木がたくさん生えているのでウが内陸の巣へ帰っていく時に、海で漁をした後に体を洗ってちょっと一服して糞をしてそして山へ帰っていくという経緯がありました。ウと人間との根競べのような感じでちょっと時間がかかりましたが、克服した経緯がありますので、またそれはよろしかったら。肉食なのですごく臭くて、木が全部白くなって枯れて大変だったんですが、とにかく鳥の安住の場にしないということが最優先で。

委員：池の水を落としたからではないんですか。

委員：まず池の水を落として、夕方になると職員が拍子木を打ちに行く。すごく原始的なやり方です。あとは池にテグスを張り巡らしたことがあります。

会長：かなり孤立した場所でできるわけですね。

委員：街中ではちょっと。

委員：専門的なことは全然分かりませんが、水をかけるだけでもいいかもしれません。せんぐう館へ飛んでくる。1羽か2羽なのに本当にすごい糞です。掃除の人が困って、来ると水をかけたら、しばらくしたら来なくなった。ただ時期が来たら来るんでしょうが。鳥に水をかける方が掃除をするよりは楽だったと。

会長：きついのを直接放水するわけですね。

委員：そんなすごいのではないです。1羽か2羽なので普通のホースです。

委員：私は文献が専門ですが、建造物の解体問題については皆さんがおっしゃるようにこれから文化財を守っていくのは本当に大変だと改めて感じました。檀家さんがいない寺ということで少し特殊かもしれませんが、三重県でも南の方とか過疎地の方ではどんどん出てくる問題で、これから似たような問題があるんだろうなと思います。解体費用だけ

で2千万かかるとすれば、少し冷淡な言い方をすれば、それに見合うだけの価値があるかどうか。先ほど伺いながら分からなかったのは、これが文化財としてどれほどの価値を持つものなのか。それはただ単にお金の問題だけじゃなくて、私もどうしたって行政の立場でこれを管理しなきゃいけないと考えますが、松阪市の文化財ということは松阪市民の文化財ということなので、市民の方々がどれだけその価値を共有できるかどうか、結局守れるかどうかはそれにかかっているのではないのでしょうか。日本国中に呼びかけてもほとんど知られていないのでそれはあまり意味がない。手遅れかもしれないですが、例えば広報にあげて、松阪市の文化財がこういう現状に置かれていると、このままだと保存できないということアピールして、もしかしたら市民の間からそういった保存運動が生まれるかもしれない。そしたら残るだろう。誰も関心を示さなかったら、これはもう残念だけれども解体するしかない。そういう割り切り方をしていけないと仕方ないんじゃないかなという気がしています。

委員：私も専門外ですが、ただこれ1件だけじゃなくなってくると思うので、今回例えば2千万円捻出できて次に出てきた時にもう2千万で終わりで出せませんよとなったら次の文化財でも問題となるので、抜本的に考えないといけないのかなと。文化財で価値を比べるのは無理だとは思いますが、仕方ないかなと思います。私は文献の方なので長谷川と武四郎の調査を頑張ります。

委員：今回は難しい議論でしたが、どういう価値があるのかということまでさかのぼった話になると、非常に指定が古かったと思います。文化財保護が始まったくらいの時期の指定。今となってはかなり古い時期の指定があったり、あるいは松阪も合併してますからいろんな指定水準が様々ではなくていろいろある。ただちに解除という話ではないでしょうが、やはりそういう見直しはしていく必要がある。本来守っていくべきものを一時しのぎから解除するというのは、そこに至るまでそれ相応ものがあり、やはり建造物というのは所有者に負担がかかるものです。所有者の意思をかなり尊重しないといけないと思います。

委員：私も文献なのですが、今住んでいるのが同じ参宮街道沿いでして当該寺院には小さい時によく行っていました。個人的にも実は思い入れがあるんですが、ちょっとした会合があった時にその話をしたんです。しかし、そのお寺を誰も知らなかった。それはある意味問題かなと。参宮街道沿いなのでウォーキングの方がみえますので、ルートの的には若干遠いかもしれませんが、その辺も含めてもう少し知らしめることによって、即効性はないですが、少しは財源の足しになるようなことができるかなという気がします。

委員：1回直せばこれから100年200年もつんであればいいですが、また次の住職がこれで悩む。次の住職は引き受けるなよということになるんでしょう。そうすると当該寺院自体は宙に浮いた状態になって無住寺になってしまう。実際あちらの寺もこちらの寺もどんどん直せますよという財力があればいいですが。

会長：いろいろとご意見等いただきました。ありがとうございました。これでその他の事項も終了させていただきます。

(閉会)